

「佐賀県小規模事業者再建対策事業費補助金」

■ 令和元年佐賀豪雨災害等で被災された小規模事業者等のみなさまの経営の立て直しと事業の再建・再構築を支援するため、設備更新等に係る経費の一部を補助する補助金です。

■ 申請に必要な書類や事業計画書の作成など、ご相談ください。

「対象者」

■ 令和元年佐賀豪雨災害等で被災された佐賀県内の小規模事業者が対象です。

(地域の小規模事業者に与える影響が大きい中小企業者も対象となりますので、ご相談ください。)

「支援内容」

■ 補助上限金額 : 25万円

■ 補助率 : 補助対象経費の 2 / 3

■ 対象経費 : 設備費、計器備品費、その他営業を再開する上で知事が必要と認める経費

○ 対象例 : 冷蔵庫・冷凍庫、空調設備、机・イス・テーブル、事務機器など

※ 建物の修繕・加工、車両修理・購入、商品廃棄・清掃・消毒は、対象外です。

(補助金の対象経費については、裏面をご参照ください。)

■ 必要書類 : 被災証明書または、罹災証明書(市役所で発行)、被害状況が分かる写真

領収証、見積書等購入・支払いが分かる書類、購入した設備が分かる写真

その他書類 : 補助金申請書等(ご相談時に、ご説明させていただきます。)

■ 公募期間 : ~令和元年12月27日(金) (県必着)

※ 令和2年2月28日までに事業(支払)完了し、県への実績報告が必要です。

■ 受付窓口 : 武雄商工会議所(事業所の所在する地域の商工会議所、または商工会)

武雄商工会議所では、申請をお手伝いいたします。

(お問い合わせ先)

武雄商工会議所 (電話 0954-23-3161)

《佐賀県小規模事業者再建対策事業費補助金》

《補助金対象経費の確認》

※補助金対象設備は、豪雨災害で被災した設備に限る。

補助金申請内容	補助対象可否
1、機械装置等の購入又は、修繕に要する経費	○
2、設備の据え付け、廃棄に要する費用	○
3、事業用パソコン、複合機(プリンター)、タブレット、空調設備、冷蔵庫	○
4、商品棚、ディスプレイ等の什器設備	○
5、機械設備等の点検費用（※修理と一体となった点検は、○）	×
6、営業車両の修理・買替	×
7、補助金申請前に、復旧(購入)した機械設備等	○
8、店舗・事務所の改装費(修繕・加工費)	×
9、リースの機械設備等の買替	×
10、保険金を受け取った機械設備等(※復旧(購入)費用から受取保険金を控除した額は、○)	×
11、商品及び商品を処分するための費用、清掃・消毒費用など	×
12、空調設備の室外機のみ	○
13、事業用のテーブル・イス・机などの事務備品	○
14、被災前の設備等より、機能・性能が向上する設備（過大な機能・性能の向上は、×）	○
15、事業用及び家庭用の両方に使用される機械設備等（明らかに家庭用のみは、×）	○

※補助金対象設備については、お気軽にお尋ねください。

(事業用としての使用が確認されなかった場合は、補助金の返還が求められます。)

「佐賀県小規模事業者再建対策事業費補助金」 (申請締切：令和元年12月27日)

「A：交付申請 必要書類」

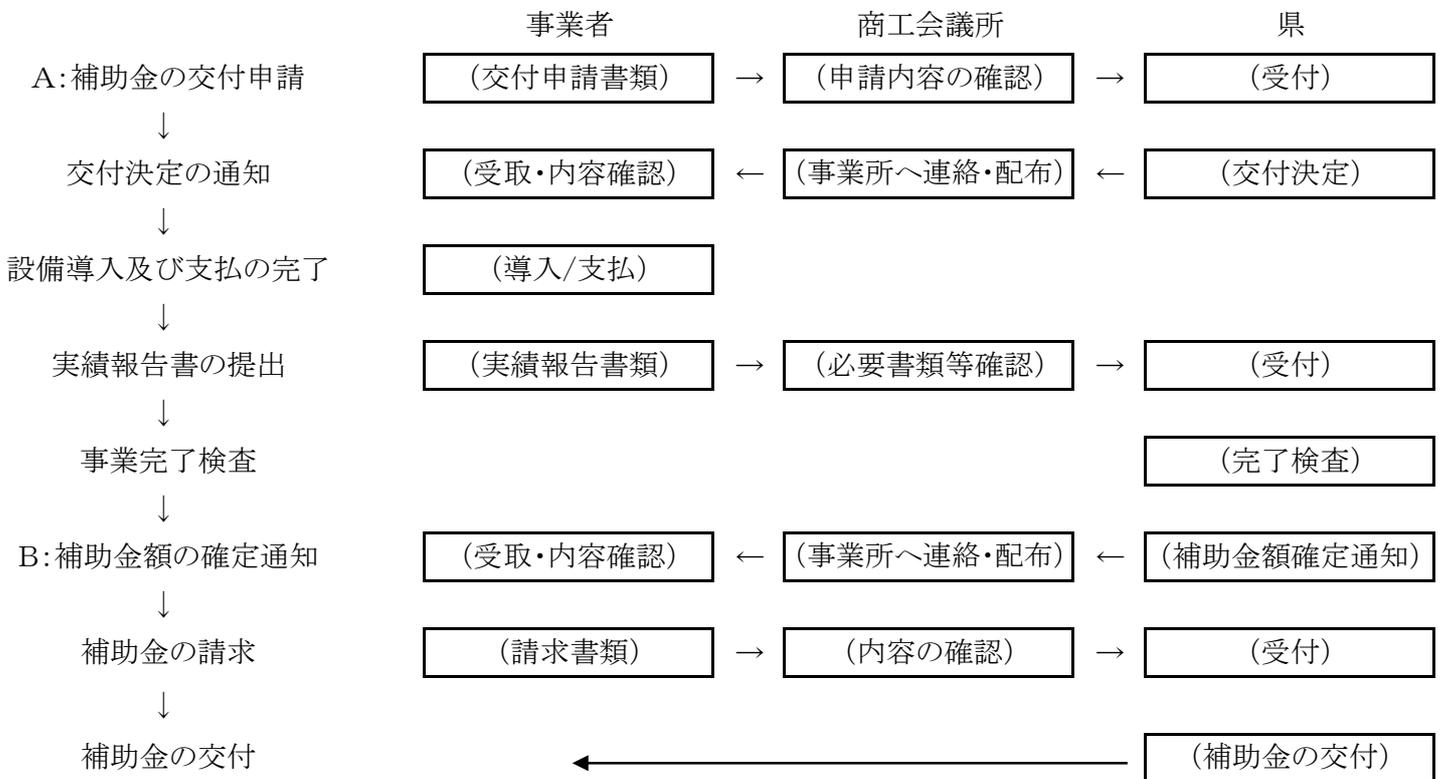
「B：実績報告 必要書類」

- 1 交付申請書 (様式 1)
 - 2 事業者情報書 (様式 1-1)
 - 3 補助事業計画書 (様式 1-2)
 - 4 被災証明書又は罹災証明書
- ※被害にあった設備内容が確認できる写真
- 5 誓約書

- 1 補助事業実績書 (様式 3-1)
 - 2 見積書又は契約書の写し (※2社以上が必要)
 - 3 完成写真 (設備等設置写真)
 - 4 領収証又は請求書の写し
 - 5 取得財産等管理台帳の写し
- ※50万以上の設備導入の場合
- 6 その他知事が必要と認める書類

※5年間、事業実施後状況報告書の提出が必要。

※写真は、プリントアウトしてご持参ください。
スマートフォン等の写真は、コンビニエンスストア等で、プリントができますので、ご利用ください。



※5年間、事業実施後状況報告書の提出が必要。

■申請に必要な書類と被害に遭った設備の写真等を、ご持参ください。

(すでに設備導入 (購入) 済みの場合は、「実績報告書及び請求書」を同時に提出することもできます。

■事業用としての使用が確認されなかった場合は、補助金の返還が求められます。